

USPTO、意匠特許の製造物品要件に関する意見募集の結果を公表

2022年4月22日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

4月21日、USPTOは意匠特許の製造物品要件に関する意見募集¹の結果をまとめた報告書²を公表した。この意見募集は、意匠特許の保護対象を投影画像 (projection)、ホログラム、仮想現実・拡張現実のような新しい技術に拡大することの是非を問うものである。2020年12月から2021年2月に意見募集が行われた後、USPTO長官が空席の間は動きがなく、結果の公表が待たれていた。2022年4月13日に就任の宣誓を経て正式にUSPTO長官になったKathi Vidal長官にとって、本件が初の政策的な報告書の公表となった。

意見が募集された製造物品要件とは、米国特許法171条³に規定されている要件であり、具体的には、同条において意匠特許の保護対象が「製造物品 (article of manufacture) のための(略)意匠」と規定されていることを指している。同規定に基づいてUSPTOは、例えばコンピュータ画面等に表示されているグラフィカル・ユーザ・インターフェイス (GUI) 等の画像デザインについては、製造物品であるコンピュータ画面等に表示されることから保護対象としてきた。しかし、壁面等への投影画像、ホログラム、仮想現実・拡張現実のような新しい技術分野では製造物品であるコンピュータ画面等を必要としないことから、保護対象としてこなかった。そこでUSPTOは、この運用を見直すべきかどうか検討している。

意見募集に対し、知財団体⁴、企業、学者等から19件の意見が提出され、保護対象の拡大に賛成する意見は13件、反対する意見は6件であった。報告書では、それぞれの論拠について、賛成5点、反対8点、その他1点に分けて論点をまとめている。

賛成する意見としては、USPTOによる171条の解釈や審査基準は過度に制限的であり、もっと柔軟に運用すべきという意見や、日本等の他国では新しい技術分野を保護する動きがあることから国際協調を求める意見があった。反対する意見としては、判例法との不整合や、先行技術文献の不足、著作権や商標権により保護可能であることを指摘するものがあった。

この報告書についてVidal長官によるブログ記事⁵では、意匠特許は経済成長や雇用創出に重要な役割を果たしており、特に小規模または中規模の製造業者

¹ <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2020-0068-0001>

世界のトレンドとして、日本では2019年の意匠法改正で保護対象が拡大されたことも説明されている。

² Summary of public views on the article of manufacture requirement of 35 U.S.C. § 171 (Apr 2022)

³ 第171条(a)「製造物品のための新規、独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。」

⁴ 知財団体ではAIPLA, FICPI, INTA, IPOが賛成の意見を提出した。

⁵ <https://www.uspto.gov/blog/director/entry/protecting-design-innovations-in-new>

が良いデザインによって大企業に対抗できることから、市場の競争を促進すると指摘している。

Vidal 長官は、この意見募集の結果を踏まえて、1996 年に制定されたコンピュータで生成されたアイコンに関する審査基準⁶、関連する法令、及び特許審査手続便覧 (MPEP) 第 1500 章の見直しを開始すると述べている。見直しの方向性は明言されていないものの、現在保護対象とされていないものについて見直すのであるから、保護対象を拡大する方向での見直しになると見られている。

(以上)

⁶ Guidelines for Examination of Design Patent Applications for Computer-Generated Icons (Mar 20, 1996)